

令和5年 第10回 宇都宮市教育委員会

付 議 事 件 表

令和5年7月24日

1 審議事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
議案第24号	令和6年度宇都宮市教育委員会組織・定員の方針	1	×
議案第25号	宇都宮市教育委員会の所管に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則の制定	2	○

2 協議事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
協議第2号	指定管理候補者の案について	3	×

3 報告事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
報告第38号	令和5年度宇都宮市返還免除型育英修学資金貸付者の選考結果について	4	○
報告第39号	育英事業における収納対策について	5	○
報告第40号	教育行政相談の内容と対応について	6	×
報告第41号	学校等事件・事故について	7	×
報告第42号	旧大谷公会堂跡地の所管替について	8	○

議案第 25 号

宇都宮市教育委員会の所管に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則の制定

宇都宮市教育委員会の所管に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則を次のように制定する。

令和 5 年 7 月 24 日提出

宇都宮市教育委員会

教育長 小堀 茂雄

宇都宮市教育委員会の所管に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則

宇都宮市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）第 3 条から第 6 条までの規定に基づく手続き等その他の手続き等で宇都宮市教育委員会に係るものにおける情報通信の技術の利用については，宇都宮市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和 5 年規則第 9 号）の例による。

附 則

この規則は，公布の日から施行し，令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（提案の理由）

宇都宮市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 5 年条例第 3 号。以下「条例」という。）が制定されたことに伴い，条例第 10 条の規定に基づき，条例の施行に関し必要な事項を定めた規則を制定しようとするものです。

宇都宮市教育委員会の所管に係る情報通信技術を活用した行政の 推進に関する規則の制定について

1 制定の理由

宇都宮市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和5年条例第3号。以下「条例」という。）が施行されたことに伴い、条例第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるもの

2 条例の概要（令和5年4月1日施行）

市民の利便性向上や、行政運営の簡素化・効率化を図るため、現行の書面による申請手続等について、個別の条例等の規定にかかわらず、一括してデジタル技術を活用することが可能となるよう、必要な規定を整備したもの

3 今回制定する規則の概要

（1）規定する内容

条例の施行に関し、電子情報処理組織による申請の方法や、情報通信技術による手数料の納付方法など、条例に規定のない細部について定めるもの

（2）施行期日

公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

宇都宮市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月23日

宇都宮市長 佐藤 栄一

宇都宮市規則第9号

宇都宮市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和5年条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

2 市長等が所管する手続等を、条例第3条から第6条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の規則に別段の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

3 市長等が所管する手続等（条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に別段の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、別段の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市長等 市の機関等のうち、次に掲げるものをいう。

ア 市長又はこれに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であつて法令又は条例等により独立して権限を行使することを認められた職員をいう。

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 次に掲げるもの（市長等が市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

（申請等に係る電子情報処理組織）

第3条 条例第3条第1項の市長等が定める 電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、市長等が定めるところにより、当該市長等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 条例等の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定により、当該書面等のうち1通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき又は記載されている事項が入力されたものとみなす。

（情報通信技術による手数料の納付）

第5条 条例第3条第5項の市長等が定める方法は、前条第1項の規定により行われた申

請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不
適当と認められる部分がある場合)

第6条 条例第3条第6項の市長等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等を行う者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認め
る場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が
認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第7条 条例第4条第1項の市長等が定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電
子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該市長等の使用に
係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線
で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第8条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法によ
り処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこと
とされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなけ
ればならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第9条 条例第4条第1項ただし書の市長等が定める方式は、次の各号いずれかの方式と
する。

- (1) 第7条に規定する電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市
長等が定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著し
く不適當と認められる部分がある場合)

第10条 条例第4条第5項の市長等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認
める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長
等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第11条 市長等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第12条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第13条 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって市長等が定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。以下この条において同じ。）及び第4条第3項ただし書に規定する措置とする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって市長等が定めるものは、電子署名とする。

3 条例第6条第3項の氏名又は名称を明らかにする措置であって市長等が定めるものは、電子署名とする。

(適用除外)

第14条 条例第7条第1号の市長等が定める手続等は、次に掲げる場合に係る手続等とする。

- (1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認をする必要があると市長等が認める場合
- (2) 許可証その他処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要がある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市長等が認める手続等

(添付書面等の省略)

第15条 条例第8条の市長等が定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第8条の市長等が定める措置は、当該書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

報告第38号

令和5年度宇都宮市返還免除型育英修学資金貸付者の選考結果について
令和5年度宇都宮市返還免除型育英修学資金貸付者の選考結果について、次のように報告する。

令和5年7月24日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

令和5年度宇都宮市返還免除型育英修学資金貸付者の選考結果について

◎ 趣 旨

返還免除型育英修学資金貸付制度において、選考基準に基づき育英修学生を決定したことから、その結果について報告するもの

1 制度の概要

(1) 目的

市内に居住し本市の振興に寄与する有為な人材を育成するため、大学等に在学する者に対し学資を貸し付けることで、教育費の負担軽減や若年層の定住促進を図ることを目的とする。

(2) 対象学校

学校教育法の規定に基づく大学、短期大学、大学院、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）

(3) 申請資格

- ア 本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難である者
- イ 成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税の滞納がない連帯保証人を2名選任できる者
- ウ 前年中の認定所得金額が本市の定める所得基準額以下である者
- エ 過去に返還免除型育英修学資金貸付制度の貸付けを受けたことがない者
- オ 最終学校卒業後、本市に居住を希望する者

(4) 貸付額 月額2万円

(5) 免除の条件

最終学校を卒業した翌月から1年以内に本市に居住し、かつ5年間居住を継続した時に返還が免除される。

2 募集及び選考の内容

(1) 募集内容

- ・ 募集時期 令和5年1月16日～2月28日
- ・ 募集人数 大学・短期大学・専修学校：20名程度
大学院：若干名

(2) 選考内容

・ 一次選考（書類審査）

全応募者について、「出身学校長が評価する人物所見及び活動実績」、「出身校の学習評定」、「所得（源泉徴収票等）」を総合的に評価する。

・ 二次選考（面接試験、小論文試験）

一次選考合格者について、「面接試験」、「小論文試験」により、進学先での学習意欲や、学びを通じて得た知識や経験を活用した本市への貢献意欲、人物を評価するとともに、「所得（源泉徴収票等）」により経済状況を勘案し、総合的に評価する。合格者は奨学生等選考委員会において決定する。

・ 所得基準審査

二次選考合格者について、「所得（市民税課税状況による調査）」を確認し、本市の定める所得基準を満たす者を育英修学生として採用する。採用者は奨学生等選考委員会において決定する。

3 選考結果

応募人数23名のうち、不合格者2名・辞退者1名を除く20名を、令和5年度育英修学生として採用した。

応募区分	募集人数	応募人数	採用人数
大学・短期大学・専修学校（専門課程）	20名	23名	20名
大学院	若干名	0名	0名
計	20名程度	23名	20名

（参考）過去3か年の実績

年度	応募区分	応募人数	採用人数
令和2年度	大学・短期大学・専修学校（専門課程）	20名	17名
	大学院	0名	0名
令和3年度	大学・短期大学・専修学校（専門課程）	28名	24名
	大学院	0名	0名
令和4年度	大学・短期大学・専修学校（専門課程）	25名	19名
	大学院	0名	0名

報告第39号

育英事業における収納対策について

育英事業における収納対策について、次のように報告する。

令和5年7月24日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

育英事業における収納対策について

◎ 趣 旨

育英事業における収納対策について、令和4年度の実績及び令和5年度の取組について報告するもの

1 令和4年度の収納率

(単位：円)

	調定額	収入済額	収入未済額	収納率	前年差	滞納者数 (※)
現年	241,202,366	233,637,716	7,564,650	96.9%	▲0.3%	129名 (R3：100名)
過年	26,440,300	4,830,850	21,609,450	18.3%	▲4.3%	104名 (R3：90名)
計	267,642,666	238,468,566	29,174,100	89.1%	▲0.5%	174名 (R3：145名)

※ 滞納者数の計は現年・過年いずれも滞納している者を除く実人数

<参考>これまでの推移

(単位：円)

年度	調定額	収入済額	収入未済額	収納率	前年差	滞納者数	返還者数
平成30	243,682,900	217,465,500	26,217,400	89.2%	▲0.7%	136名	1,771名
令和元	256,776,400	230,454,400	26,322,000	89.7%	+0.5%	148名	1,671名
2	234,615,045	208,141,895	26,473,150	88.7%	▲1.0%	141名	1,687名
3	259,199,995	232,271,295	26,928,700	89.6%	+0.9%	145名	1,701名
4	267,642,666	238,468,566	29,174,100	89.1%	▲0.5%	174名	1,686名

2 令和4年度の主な取組実績と滞納者の状況

(1) 主な取組

① 民間委託を活用した継続的な納付指導等【継続】

- 滞納者の滞納状況に応じて、滞納期間が3か月に満たない者については、文書督促や納付案内センターによる電話催告を行い、早期かつ効率的な納付勧奨を実施。
- 3か月以上滞納した者で、納付意識の確認できない者については、債権回収業者への委託を行い、当該滞納者や連帯保証人に対する電話、文書及び訪問による継続的な納付指導等を実施。

主な実績

【催告件数】電話催告 693件／文書催告 1,181件／訪問催告 8件
 【納付案内センター】収納件数(延)及び金額 79件 1,487千円[費用 196千円]
 【債権回収株式会社】収納件数(実)及び金額 18件 997千円[費用 198千円]

② スマートフォンアプリを活用したキャッシュレス決済【拡充】

- 令和3年度から導入したスマートフォンアプリを活用したキャッシュレス決済について、令和4年度は対応可能アプリを追加し、誰もが自主的に納期限内に納めることができる納付環境の拡充を図った。

主な実績

収納件数(延)及び金額 68件 790千円[費用 4千円]

(2) 滞納者の状況

滞納者数が令和3年度と比較し増加している主な要因は、納付の失念や再三の督促にも無反応など、納付意識の低い滞納者が増加したことや、令和3年度分のみの滞納であった者で、その滞納が解消することなく、さらに令和4年度分も滞納している者が増加したためである。

3 令和5年度の取組

(1) 民間委託を活用した継続的な納付指導【継続】

滞納者の滞納状況に応じて、納付案内センターや債権回収業者の活用による、本人及び連帯保証人に対する電話、文書及び訪問など、継続的かつ効果的な納付指導を徹底する。

(2) 督促状送付時における納付書の同封【新規】

督促状送付時に、滞納月の納付書のほか、コンビニ収納やキャッシュレス決済の案内も同封することにより、滞納の速やかな解消を促す。

(3) 返還しやすい環境づくり【新規】

滞納が継続する者が増加していることから、国が実施している、月々の返還額を減らす減額返還制度などを参考にしながら、本市においても、より返還しやすいしくみについて検討する。

報告第42号

旧大谷公会堂跡地の所管替について

旧大谷公会堂跡地の所管替について、次のように報告する。

令和5年7月24日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

旧大谷公会堂跡地の所管替について

1 目的

文化課で所管している旧大谷公会堂建物跡地（以下、「該当地」）が教育財産としての利用が見込めなくなったことから、市長部局へ所管替を行うことについて報告する。

2 これまでの経過とスケジュール

- 令和 元年度 主要地方道宇都宮今市線の拡幅により，旧大谷公会堂の解体が決まる。
旧大谷公会堂の大谷観光周遊拠点施設への移築が決まる。
- 令和 2年度 旧大谷公会堂の解体工事開始
解体工事が完了し，該当地が更地となる。
該当地西側の市道拡幅が決まる。
- 令和 4年度 市道拡幅部分の測量完了
旧大谷公会堂の大谷観光周遊拠点施設への移築開始
- 令和 5年度 市道拡幅部分の登記完了（5月）
旧大谷公会堂移築完了予定（11月）

3 文化課の所管替に対する考え方

主要地方道宇都宮今市線拡幅に伴い，旧大谷公会堂が大谷観光周遊拠点施設へ移築されたこと及び市道拡幅に向けた登記が完了したことにより，該当地は，今後，教育財産としての利用が見込めなくなったことから，市長部局へ引き継ぐものとする。

4 所管替する面積

- ①道路建設課へ所管替する土地 43.85㎡
- ②管財課へ所管替する土地 98.92㎡

位置図



現況写真

